

ヤングケアラー支援体制構築に関する検討業務委託に関するプロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的等

ヤングケアラーへの支援については、令和6年6月に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。また、ヤングケアラー支援の対象年齢として、18歳未満の子どもだけでなく、おおむね40歳未満の者も支援の対象とされたことにより、年齢による切れ目なく支援を行うことが必要です。

本市においては、令和4年度に実施した実態調査の結果等を踏まえ、広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向け研修、ピアサポートやオンラインサロンを実施する支援団体への補助等を行っているものの、ヤングケアラーとその家庭を取り巻く環境は多様であり、児童福祉部門だけでなく、教育、高齢者福祉、障害福祉、介護、医療等の様々な部署が連携して支援を行うための支援体制を構築することが求められています。こうした状況を踏まえて、本市におけるヤングケアラー支援体制構築に関する検討を行います。

その他、業務の詳細は、別添「業務説明資料」に記載します。

2 プロポーザルの手続き

(1) 名称

ヤングケアラー支援体制構築に関する検討業務委託

(2) 主催者

横浜市（こども青少年局こども家庭課）

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認められた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、実施方針、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

3 受託者の要件

(1) 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としてします。

ア 令和5・6年度の一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた下記営業種目について、2位以内に登録が認められた者であること。

・ 営業種目「各種調査企画」 細目「B コンサルティング（建設コンサル等を除く）」

イ 令和5・6年度有資格者名簿には、未だ登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、当該契約に対応するとして定めた上記アと同様の営業種目について現に申込み中であり、受託候補者の特定の日までに登載が完了する者であること。

ウ 平成30年度以降に、下記2つのうちいずれかにおいて、子ども・子育て分野における検討業務の受託実績を有すること。

(ア) 国

(イ) 本市、他基礎自治体（中核市以上の人口規模）又は都道府県

エ プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの間において、横浜市

一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。

(2) 欠格事項

ア 団体が、宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合。

イ 団体の代表者及び主たる構成員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者である場合。

ウ 団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者である場合。

4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

5 評価委員会及び評価に関する事項

プロポーザルの評価は、提案書作成要領「10 審査委員会」に示すヤングケアラー支援体制構築に関する検討業務委託に係る評価委員会で行います。

評価のポイントは、次のとおりです。

- (1) 業務実績
- (2) 業務の実施体制
- (3) 提案内容
- (4) 企業の取組に関すること

※記載の視点については、別添「提案書評価基準」に記載します。

6 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙「プロポーザル実施スケジュール」のとおりです。

7 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。
- (3) 本委託事業の終了後は、委託業務についての報告書（書式自由）を提出していただきます。
- (4) 本委託業務の全部を第三者に委任し又は請け負わせることは認めません。また、委託業務の一部を第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により本市の承諾を得ることとします。

8 事務局

横浜市子ども青少年局子ども家庭課 角谷、花田、土居

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045-671-2390

プロポーザル実施スケジュール

8月14日(水)

プロポーザル実施告知



8月26日(月)

参加意向申出書締切



8月29日(木)

参加資格確認結果通知書、
プロポーザル関係書類発出要請書の送付



8月29日(木)～9月5日(木)

質問受付



9月11日(水)

質問回答



9月19日(木)

提案書提出締切



9月下旬

評価委員会からのヒアリング実施



10月中旬

結果通知書の送付